

下記業務について、提案競技により受託候補者を決定するので、次のとおり公告する。

令和7年6月20日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

記

1 業務概要

- (1) 業務名
静岡県公立大学法人静岡県立大学新学部等の設置に向けた調査業務
- (2) 業務内容
別紙「静岡県公立大学法人静岡県立大学新学部等の設置に向けた調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務履行期間
契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 契約限度額
3,300千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) 留意事項
本件は、令和7年度大学・高専機能強化支援事業の選定を前提に実施する停止条件付き事業である。そのため、本法人が令和7年度大学・高専機能強化支援事業に選定されなかった場合は、事業を取り止めるものとする。

2 提案競技の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書提出時点までに、静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格のうち「83 調査」の営業種目について認定を受けている者であること。
- (3) 静岡県的一般業務委託及び物品購入等業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 受託候補者の特定

静岡県公立大学法人静岡県立大学新学部等の設置に向けた調査業務委託業者評価委員会（以下「委員会」という。）における評価が最も高い者を、理事長が本業務の受託候補者として特定する。

4 評価基準・評価項目

静岡県公立大学法人静岡県立大学新学部等の設置に向けた調査業務委託に係る提案競技募集要項（以下「募集要項」という。）に定めるところによる。

5 提案競技の手続き等

(1) 担当部局

静岡県立大学事務局教育研究推進部広報・企画室

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52-1

TEL：054-264-5106 FAX：054-264-5299

電子メール：tyous@u-shizuoka-ken.ac.jp

(2) 募集要項の配布期間、場所等

令和7年6月20日（金）から令和7年7月4日（金）まで。

ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から正午まで並びに午後1時から午後5時まで。配布場所は(1)に同じ。（希望があれば電子様式を配布する。）

(3) 参加表明書の提出期限、方法及び提出場所

令和7年7月11日（金）午後5時まで。

募集要項に定められた指定の様式を持参又は簡易書留郵便により提出すること。

提出場所は(1)に同じ。

(4) 企画提案書類の提出期限、方法及び提出場所

令和7年7月23日（水）午後4時まで。

募集要項に定められた指定の様式を持参又は簡易書留郵便により提出すること。

提出場所は(1)に同じ。

(5) プレゼンテーションの実施

募集要項に定めるところによる。

詳細は、参加表明書提出者に別途通知する。

6 契約の締結

(1) 本業務の契約は、委員会を経て理事長が特定した受託候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の詳細を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。

(2) 理事長が特定した受託候補者が参加資格を満たさなくなった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

7 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時、及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 募集要項等の規定に違反した場合

イ 企画提案書類等に虚偽の記載があった場合

ウ 契約限度額を超えて提案された場合

エ 公平性を害する行為が認められた場合

オ その他本法人の指示に違反する場合

(3) 契約保証金 免除

- (4) 契約書の作成 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
- (5) 問合せ先
静岡県立大学事務局教育研究推進部広報・企画室
〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52-1
TEL：054-264-5106 FAX：054-264-5299
電子メール：tyous@u-shizuoka-ken.ac.jp
- (6) その他提案競技に関して必要な事項は、募集要項に定めるところによる。

静岡県公立大学法人静岡県立大学新学部等の設置に向けた 調査業務委託仕様書

1 業務名

静岡県公立大学法人静岡県立大学新学部等の設置に向けた調査業務

2 業務の目的

「食」を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えている。持続可能な食料供給と地球環境保全の両立が求められるなか、脱炭素化や環境負荷の軽減を考慮した「食」システムの構築、持続可能な消費の拡大、栄養政策の強化が不可欠となっている。静岡県立大学食品栄養科学部は、こうした食・健康・環境に係る新たな課題を積極的に受け止め、その解決に貢献できる人材育成と研究推進を図るため、新学部・学科の設置の検討を進めていくことから、検討に必要な調査・研究等を行う。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

【参考：想定スケジュール】

令和7年9月～令和7年11月 地域ニーズ調査（フィージビリティ調査）

令和8年1月～令和8年3月 新学部等設置に伴う必要条件（施設整備内容）の検討

4 業務内容

(1) 地域ニーズ調査（フィージビリティ調査）

主に静岡県内の企業、高等学校等を対象にニーズ調査を行い、本学に求められる役割や育成すべき人材像等を整理・分析する。

ア 県内高等学校や本学への進学実績が豊富な県外高等学校の教員を対象としたアンケート調査を行い、データの収集・分析を行う。なお、学校選定に当たっては各学校の進学状況を踏まえ、本学への入学の可能性が高い学校を優先的に選定すること。

イ 卒業生の就職先として想定される企業及び既設学部の就職実績や求人票が送付された企業等の経営者又は人事担当者を対象としたアンケート調査を行い、データの収集・分析を行う。なお、企業選定に当たっては、本学や同系統の学部を有する近隣大学の進路実績を踏まえ、本学から就職する可能性が高い企業を優先的に選定すること。

(2) 新学部等設置に伴う必要条件（施設整備内容）の検討

類似する他大学・他研究機関の施設設備整備状況等を参考に、本法人が提示する条件の中で、新学部等の設置に必要な施設設備の改修内容、講義室や実習室等のレイアウト案、必要什器案等の必要条件を整理・分析する。

5 成果物

(1) 本業務の成果物は次のとおりとし、電子データで提出すること。なお、本法人の求めに応じて、適宜報告を行い、本法人の求めに応じて修正を行うこと。

ア 調査結果報告書（概要版）

イ 調査結果報告書

- (2) 成果物の納入先は、静岡県公立大学法人静岡県立大学事務局教育研究推進部広報・企画室とする。
- (3) 成果物の内容は、本法人と協議の上で取り決めるものとする。
- (4) 成果物の納入期限は、別途指示する。
- (5) 成果物の権利は全て本法人に帰属することとし、受託者は本法人の承諾を得ずに使用又は公表しないこととする。

6 その他

- (1) 本業務に必要な経費は全て委託料に含めるものとする。
- (2) 本法人及び本学が保有するデータについては、可能な範囲で提供する。
- (3) 情報の取扱いには十分注意するとともに、適正に管理することとし、受託者に対し、情報の管理状況について検査を実施する場合がある。
- (4) 報告書は、公平及び中立な内容であり、公序良俗に反しないこと。
- (5) 本業務の履行過程で作成された記録等を含む成果を他の法人・団体・個人へ提供しようとする場合は、その都度、本法人と協議すること。
- (6) 事業に関する問合せ等に対しては、本法人と連携し適切な対応をすること。また、各種トラブル等には、迅速かつ適切に対応するとともに、本法人に報告すること。
- (7) 業務の遂行に当たっては、本法人と緊密な連絡・調整を図るとともに、仕様書に疑義が生じたとき、仕様書により難しい事由が生じたとき、又は仕様書に記載のない細部については、本法人と速やかに協議し、その指示に従うこと。